

議案第71号

令和5年度 安曇野市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度安曇野市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,170,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,389,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加、変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更、廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年8月30日 提出

安曇野市長 太田 寛

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		11,770,000	89,014	11,859,014
	1 地方交付税	11,770,000	89,014	11,859,014
13 分担金及び負担金		314,375	15,480	329,855
	2 負担金	300,959	15,480	316,439
14 使用料及び手数料		301,789	△ 33	301,756
	1 使用料	139,732	△ 33	139,699
15 国庫支出金		5,365,179	125,787	5,490,966
	1 国庫負担金	3,516,287	10,978	3,527,265
	2 国庫補助金	1,823,018	114,809	1,937,827
16 県支出金		2,674,389	21,677	2,696,066
	1 県負担金	1,436,125	4,669	1,440,794
	2 県補助金	1,016,138	16,764	1,032,902
	3 県委託金	222,126	244	222,370
18 寄附金		300,002	200,910	500,912
	1 寄附金	300,002	200,910	500,912
19 繰入金		1,938,862	295,160	2,234,022
	2 基金繰入金	1,936,291	295,160	2,231,451
20 繰越金		50,000	1,282,312	1,332,312
	1 繰越金	50,000	1,282,312	1,332,312
21 諸収入		3,145,571	1,781	3,147,352
	5 雑入	872,092	1,781	873,873
22 市債		6,175,800	△ 862,088	5,313,712
	1 市債	6,175,800	△ 862,088	5,313,712
補正に係らない款・項		15,183,033	0	15,183,033
歳 入 合 計		47,219,000	1,170,000	48,389,000

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		239,461	800	240,261
	1 議会費	239,461	800	240,261
2 総務費		4,498,047	982,320	5,480,367
	1 総務管理費	3,648,905	1,011,180	4,660,085
	2 徴税費	523,117	△ 23,800	499,317
	3 戸籍住民基本台帳費	228,728	△ 4,910	223,818
	4 選挙費	63,886	△ 100	63,786
	6 監査委員費	27,193	△ 50	27,143
3 民生費		16,491,985	51,289	16,543,274
	1 社会福祉費	8,150,415	△ 2,443	8,147,972
	2 児童福祉費	7,503,599	48,032	7,551,631
	3 生活保護費	837,471	5,700	843,171
4 衛生費		3,329,861	21,884	3,351,745
	1 保健衛生費	2,386,785	21,884	2,408,669
6 農林水産業費		1,829,195	56,229	1,885,424
	1 農業費	839,661	8,534	848,195
	2 林業費	408,848	29,501	438,349
	3 耕地費	580,501	18,194	598,695
7 商工費		3,528,545	24,182	3,552,727
	1 商工費	3,528,545	24,182	3,552,727
8 土木費		5,129,153	28,790	5,157,943
	1 土木管理費	254,588	11,235	265,823
	2 道路橋梁費	1,713,983	0	1,713,983
	3 河川費	197,685	50	197,735
	4 都市計画費	2,670,361	17,500	2,687,861
	5 住宅費	292,536	5	292,541
9 消防費		1,527,560	△ 5,728	1,521,832
	1 消防費	1,527,560	△ 5,728	1,521,832
10 教育費		4,545,662	10,234	4,555,896
	1 教育総務費	1,699,020	19,919	1,718,939
	2 小学校費	550,029	1,450	551,479
	4 幼稚園費	84,250	348	84,598
	5 社会教育費	1,074,258	△ 11,483	1,062,775
12 公債費		5,916,967	0	5,916,967
	1 公債費	5,916,967	0	5,916,967
補正に係らない款・項		182,564	0	182,564
歳 出 合 計		47,219,000	1,170,000	48,389,000

## 第2表 債務負担行為補正

### 1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
マイナンバーカード申請補助用タブレット貸借	令和6年度から令和10年度まで	1,363
生産設備取得事業	令和6年度から令和7年度まで	12,000
地域経済牽引企業工場用地取得事業	令和6年度から令和7年度まで	7,328
中房登山口公衆便所改修工事	令和6年度まで	4,825

### 2 変更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後		備 考
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
三郷東部認定こども園建設事業（施工監理・工事請負費）	令和6年度まで	836,997	令和7年度まで	補正前と同じ	工期の変更による

### 第3表 地方債補正

#### 1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(土木債)	119,000	証書借入	3.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

#### 2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	370,000	証書借入	3.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	199,312	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
過疎対策事業債(総務債)	8,200	同上	同上	同上	6,000	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(民生債)	81,400	同上	同上	同上	77,700	同上	同上	同上
公共事業等債(農林債)	10,700	同上	同上	同上	9,100	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(土木債)	174,600	同上	同上	同上	194,400	同上	同上	同上
過疎対策事業債(土木債)	110,300	同上	同上	同上	60,000	同上	同上	同上
公営住宅建設事業債(土木債)	36,800	同上	同上	同上	47,900	同上	同上	同上
防災対策事業債(消防債)	49,000	同上	同上	同上	50,400	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(消防債)	77,100	同上	同上	同上	78,500	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(教育債)	181,100	同上	同上	同上	161,200	同上	同上	同上

3 廃止

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備考
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
借換債(総務債)	528,400	証書借入	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	—	—	—	—	借換債の発行取りやめによる
緊急自然災害防止対策事業債(土木債)	238,000	同上	同上	同上	—	—	—	—	財源変更による

議案第72号

令和5年度 安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度安曇野市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,553千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,662,615千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月30日 提出

安曇野市長 太田 寛

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1	195	196
	1 国庫補助金	1	195	196
4 県支出金		7,029,172	1,650	7,030,822
	1 県補助金	7,029,171	1,650	7,030,821
7 繰越金		4,000	14,708	18,708
	1 繰越金	4,000	14,708	18,708
補正に係らない款・項		2,612,889	0	2,612,889
歳入合計		9,646,062	16,553	9,662,615

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		37,821	1,650	39,471
	2 賦課徴収費	8,327	1,650	9,977
2 保険給付費		6,979,465	0	6,979,465
	4 出産育児諸費	21,011	0	21,011
5 積立金		2,918	8,000	10,918
	1 積立金	2,918	8,000	10,918
8 予備費		6,558	6,903	13,461
	1 予備費	6,558	6,903	13,461
補正に係らない款・項		2,619,300	0	2,619,300
歳 出 合 計		9,646,062	16,553	9,662,615

議案第73号

令和5年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度安曇野市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,882千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,463,384千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月30日 提出

安曇野市長 太田 寛

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰越金		100	34,082	34,182
	1 繰越金	100	34,082	34,182
5 諸収入		731	800	1,531
	2 償還金及び還付加算金	720	800	1,520
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		1,427,671	0	1,427,671
歳 入 合 計		1,428,502	34,882	1,463,384

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		1,420,086	34,082	1,454,168
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,420,086	34,082	1,454,168
3 諸支出金		720	800	1,520
	1 償還金及び還付加算金	720	800	1,520
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		7,696	0	7,696
歳 出 合 計		1,428,502	34,882	1,463,384

議案第74号

令和5年度 安曇野市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232,260千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,704,029千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月30日 提出

安曇野市長 太田 寛

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		2,400,053	3,072	2,403,125
	2 国庫補助金	608,788	3,072	611,860
4 支払基金交付金		2,763,188	44	2,763,232
	1 支払基金交付金	2,763,188	44	2,763,232
5 県支出金		1,479,617	1,536	1,481,153
	2 県補助金	68,730	1,536	70,266
8 繰入金		1,699,733	3,143	1,702,876
	1 一般会計繰入金	1,481,322	4,058	1,485,380
	2 基金繰入金	218,411	△ 915	217,496
9 繰越金		3	224,465	224,468
	1 繰越金	3	224,465	224,468
補正に係らない款・項		2,129,175	0	2,129,175
歳 入 合 計		10,471,769	232,260	10,704,029

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		9,852,778	0	9,852,778
	1 介護サービス等諸費	9,414,246	0	9,414,246
3 地域支援事業		490,781	8,041	498,822
	2 包括的支援事業・任意事業費	109,519	7,878	117,397
	3 介護予防・日常生活支援総合事業	357,202	163	357,365
6 基金積立金		1,373	129,612	130,985
	1 基金積立金	1,373	129,612	130,985
8 諸支出金		1,375	94,607	95,982
	1 償還金及び還付加算金	1,375	94,607	95,982
補正に係らない款・項		125,462	0	125,462
歳 出 合 計		10,471,769	232,260	10,704,029



議案第75号

令和5年度 安曇野市有明荘特別会計補正予算（第1号）

令和5年度安曇野市の有明荘特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,417千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,045千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月30日 提出

安曇野市長 太田 寛

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金		8,007	1,412	9,419
	1 他会計繰入金	8,007	1,412	9,419
3 繰越金		1	5	6
	1 繰越金	1	5	6
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		3,620	0	3,620
歳 入 合 計		11,628	1,417	13,045

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 施設事業費		11,628	1,417	13,045
	1 施設事業費	11,628	1,417	13,045
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項				
歳 出 合 計		11,628	1,417	13,045

令和5年度 安曇野市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度安曇野市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度安曇野市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 下水道事業費用	3,678,239千円	3,485千円	3,681,724千円
第1項 営業費用	3,237,869千円	3,485千円	3,241,354千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,561,747千円は、過年度分損益勘定留保資金676,242千円、当年度分損益勘定留保資金240,394千円、減債積立金630,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,111千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	1,653,147千円	22,300千円	1,675,447千円
第1項 企業債	938,000千円	40,700千円	978,700千円
第3項 補助金	280,500千円	△36,800千円	243,700千円
第4項 出資金	140,200千円	18,400千円	158,600千円
	支	出	
第1款 資本的支出	3,213,797千円	23,397千円	3,237,194千円
第1項 建設改良費	695,366千円	23,397千円	718,763千円

（債務負担行為）

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定める。

事 項	期 間	限度額
下水道使用料の改定の必要性に関する検証業務	令和5年度から令和6年度まで	11,100千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	68,909千円	1,430千円	70,339千円

令和5年8月30日 提出

安曇野市長 太田 寛